

2021年3月度 広告作成等に関する相談の受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

3月度の全体の相談受付件数は計137件で、前月度と比較すると39件増（新車関係33件増、中古車関係1件増、その他5件増）、対前年同月比では2件増（新車関係10件増、中古車関係11件減、その他3件増）となっています。

相談者の内訳は、「広告代理店」からの問い合わせが全体の約36%を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する問い合わせが約38%（19件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ（33件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する問い合わせが全体の約38%（52件）を占めています。

【相談者の内訳・2021年3月】

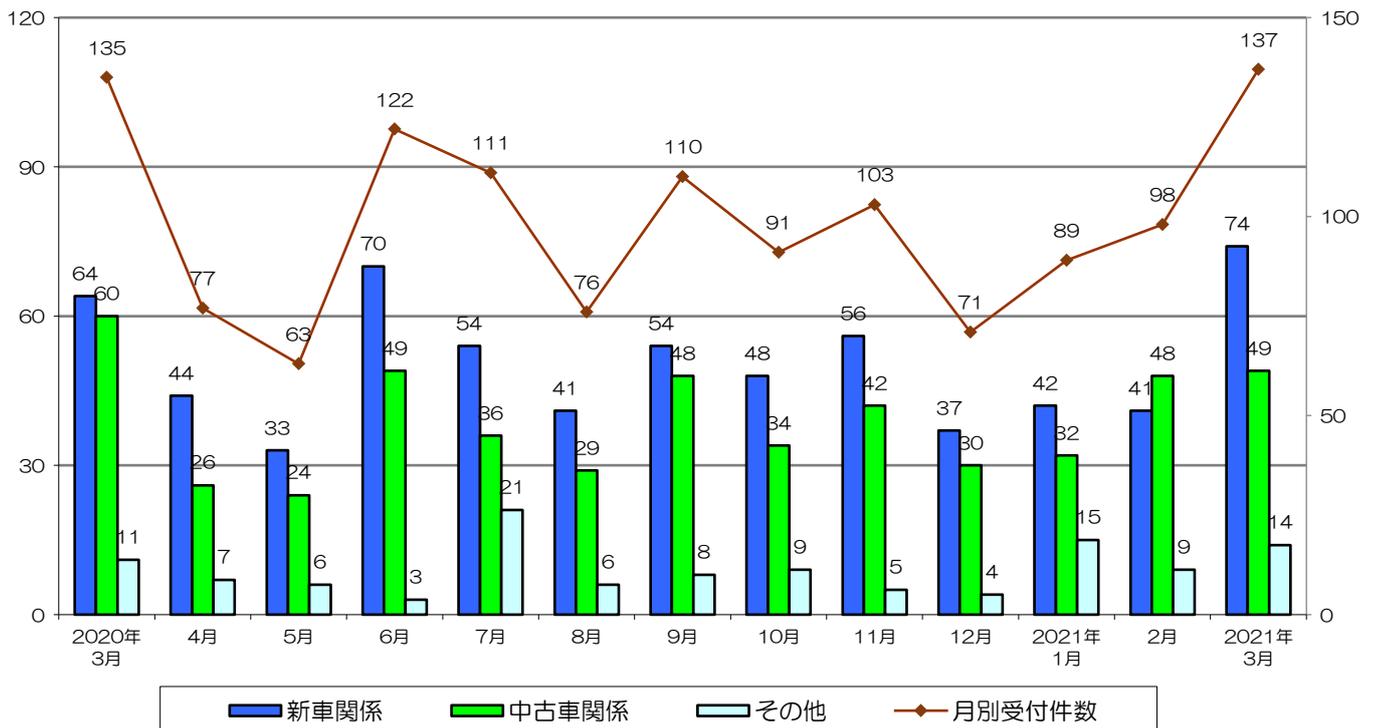
	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	74	49	14	137
広告代理店	34	11	5	50
メーカー系ディーラー	20	9	4	33
自動車関係団体	2	5	0	7
中古車専門店	3	12	0	15
中古車情報誌社	1	2	0	3
メーカー	9	1	2	12
新聞社	0	0	0	0
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	5	9	3	17

広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	10
メーカー系ディーラー	19
中古車専門店	10
その他	11

【相談受付件数の推移・2020年3月～2021年3月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



2. 新車関係

新車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが41.7%、『特定事項』に関する問い合わせが21.3%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約63%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	61	82.4%	その他相談	1	1.4%
景品関係	12	16.2%	合計	74	100.0%

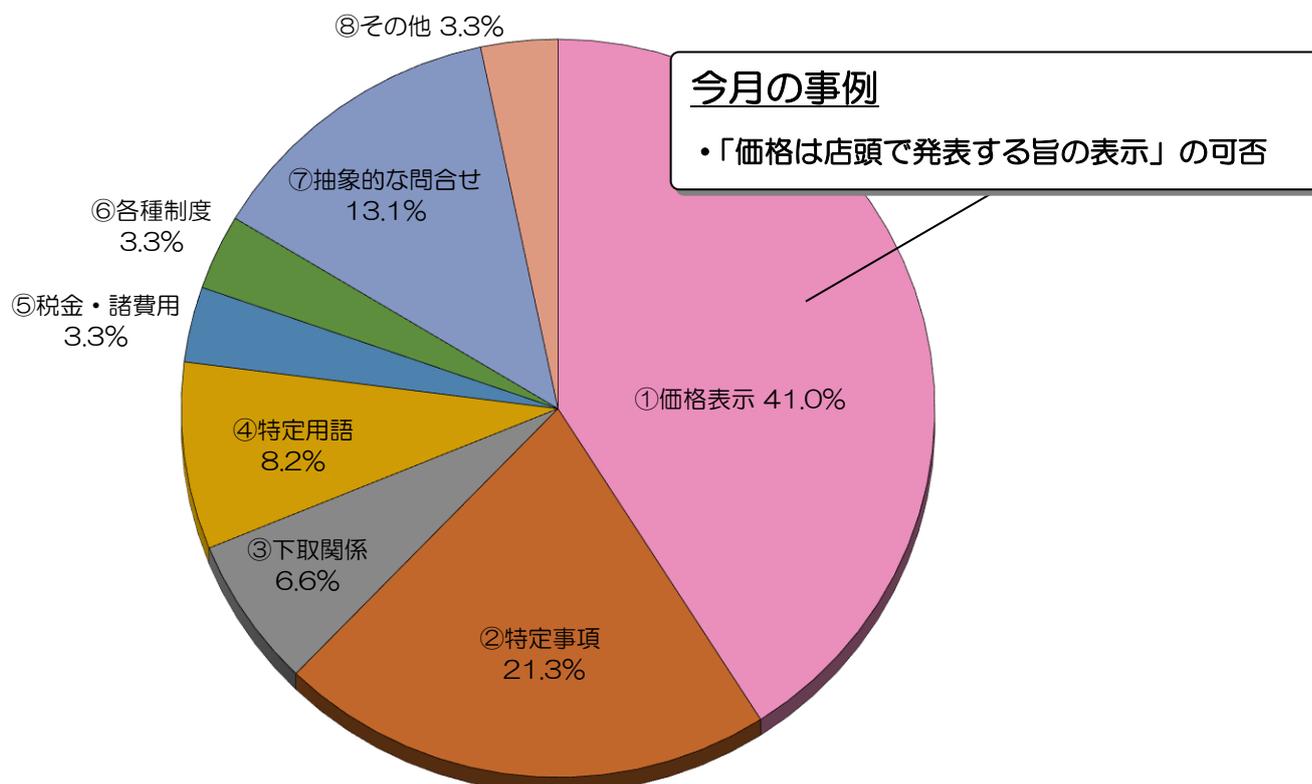
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	25	41.0%	④特定用語	5	8.2%
表示方法	4	6.6%	最上級	4	6.6%
付属品・特別仕様	3	4.9%	新発売等	1	1.6%
値引き表示	5	8.2%	⑤税金・諸費用	2	3.3%
支払い総額	2	3.3%	税金	2	3.3%
割賦・リース	11	18.0%	⑥各種制度	2	3.3%
②特定事項	13	21.3%	補助金関係	2	3.3%
燃費	2	3.3%	⑦抽象的な問合せ	8	13.1%
安全・環境	4	6.6%	広告表現の可否	3	4.9%
写真・イラスト	1	1.6%	企画の可否	1	1.6%
特別仕様・限定	6	9.8%	抽象的な問合せ	4	6.6%
③下取関係	4	6.6%	⑧その他	2	3.3%
			合計	61	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	4	33.3%	オープン懸賞	4	33.3%
一般懸賞(抽選等)	2	16.7%	抽象的な問合せ	2	16.7%
			合計	12	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「価格は店頭で発表する旨の表示」の可否〕

Q. フェア期間中、車両本体価格から値引きして販売する企画を検討していますが、できるだけ多くのお客様に来店していただけるようにするため、チラシ広告には値引き後の価格は表示せず、車両本体価格と併せて「感謝デー特別価格は店舗で」と表示することは可能でしょうか？

【問題となる広告表示の例】

★ ○○オートお客様感謝デー! ★

感謝デー
特別価格は
店頭で

スカーレット 1.3X 2WD CVT
車両本体価格 150万円*

※価格には保険料、税金（消費税を除く）、自動車リサイクル料金、その他登録に伴う費用等は含まれておりません

【問題点】

「特別価格」と通常よりも安い価格で販売する旨を表示しているが、その根拠となる価格（値引き後の価格）を表示していない

A. 規約第3条第4項では、値引額や値引率、「特価」等により価格が有利である旨を表示する場合は、その根拠となる販売価格を表示する旨が定められています。

したがって、「特別価格」等価格が有利である旨を表示する場合は、その根拠として「値引き前の価格」と併せて「値引き後の価格」を表示してください。

【正しい広告表示の例】

★ ○○オートお客様感謝デー! ★

感謝デー
お買得車

スカーレット 1.3X 2WD CVT
車両本体価格 150万円*のところ
特別価格135万円*

※価格には保険料、税金（消費税を除く）、自動車リサイクル料金、その他登録に伴う費用等は含まれておりません

【表示のポイント】

「特別価格」等、価格が有利である旨を表示する場合には、その根拠となる販売価格（値引き前と値引き後の価格）を表示

3. 中古車関係

中古車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが47.7%、『必要表示事項』に関する問い合わせが15.9%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約64%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	44	89.8%	その他相談	2	4.1%
景品関係	3	6.1%	合計	49	100.0%

[表示関係の相談内訳]

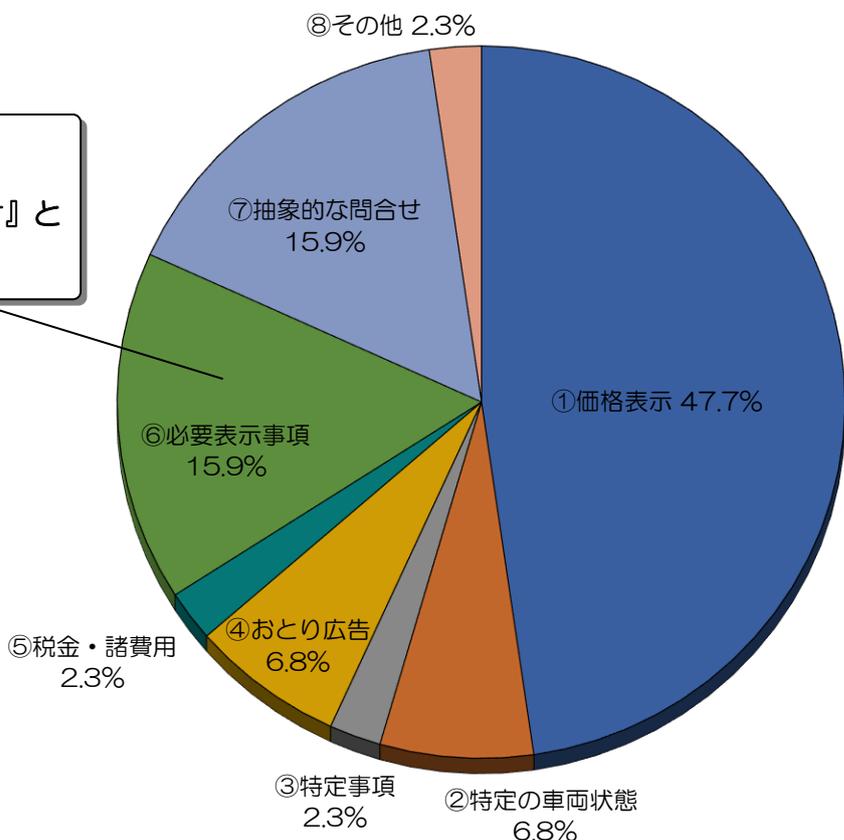
相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	21	47.7%	⑥必要表示事項	7	15.9%
表示方法	9	20.5%	初度登録	1	2.3%
値引き表示	3	6.8%	走行距離数	1	2.3%
支払い総額	3	6.8%	使用区分	1	2.3%
割賦・リース	5	11.4%	保証の有無	1	2.3%
その他(価格)	1	2.3%	整備実施状況	1	2.3%
②特定の車両状態	3	6.8%	車台番号	1	2.3%
③特定事項	1	2.3%	必要表示事項全般	1	2.3%
最上級	1	2.3%	⑦抽象的な問合せ	7	15.9%
④おとり広告	3	6.8%	広告表現の可否	6	13.6%
⑤税金・諸費用	1	2.3%	抽象的な問合せ	1	2.3%
税金	1	2.3%	⑧その他	1	2.3%
			合計	44	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	3	100.0%	合計	3	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳

今月の事例
 ・「車検証の有効期限として『検2年付』と表示すること」の可否



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「車検証の有効期限として『検2年付』と表示すること」の可否〕

Q. 当社では、車検証の有効期限が切れている中古車については、法律で定める24ヶ月点検整備を実施し、車検を通してから納車しています。そのため、車検証の有効期限として「検2年付」と表示してもよいですか？

A. 「検2年付」と表示した場合、実際には、表示価格に車検取得に伴い必要となる「保険料や税金、登録に伴う費用等」は含まれていないにもかかわらず、全てが含まれているかのような誤認を消費者に与えるおそれがあるため、行わないでください。

車検証の有効期限が切れている中古車は、車検証の有効期限の表示として、「検切れ」、「検無」等、車検証の有効期限が切れていることが分かるように表示をすることが必要です。

なお、現金価格（車両価格）に、法定24か月点検整備費用を含めた上で、新規に車検を取得して販売する旨の表示として、「車検整備付」と表示することは可能ですが、この場合も「車検証の有効期限が切れているため、車検整備（法定24か月点検整備）を実施して販売する」旨を付記するなどして、車検証の有効期限を表示する必要があります。

【正しい広告表示の例】

★ 充実のカーライフは〇〇〇オートで！ ★

 現金価格 97万円 スカーレット1.5S 初度登録H29年 グリーン 車検整備付 80千キロ [733]	 現金価格 85万円 ヒラカワ1.5G 初度登録H28年 イエロー R3年12月 60千キロ [455]	 現金価格 51万円 スモールB 初度登録H25年 ブルー R4年6月 80千キロ [333]	 現金価格 48万円 スモールA 初度届出日20年 レッド 車検整備付 30千キロ [248]
---	---	---	---

◆全車修復歴なし ◆全車6ヵ月5千kmの保証付（部分保証）
 ◆全車定期点検整備有（納車時）、整備費用を価格に含みます
 ★「車検整備付」：車検証の有効期限が切れているため、法定24ヶ月点検整備を実施して販売いたします。

〇〇〇：車台番号下3桁 ※全車リサイクル料金預託済。価格には預託金相当額が含まれていない為別途申し受けます。
 ※保険料、税金（消費税除く）、登録等に伴う費用は別途申し受けます。

【表示のポイント】
 車検証の有効期限に代えて「車検整備付」と表示する場合、販売価格に法定24ヶ月点検整備費用を含めた上で、「車検証の有効期限が切れているため、車検整備（法定24ヶ月点検整備）を実施して販売する」旨を表示